

令和元年 第6回

共和町農業委員会総会

議事録

共和町農業委員会

令和元年 第6回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 令和元年5月30日(木) 午後 1 時 28 分 閉 会 令和元年5月30日(木) 午後 2 時 24 分					
場 所	共和町役場 3階 委員会室					
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	菊 池 利 昌	出席	11	上 川 洋 一	欠席
	2	高 野 孝 志	出席	12	北 井 清 春	出席
	3	森 孝 之	出席	13	石 田 吉 光	欠席
	4	高 橋 正 志	出席	14	中 谷 秀 雄	出席
	5	澤 田 邦 子	出席	15	小 野 公 志	出席
	6	渡 義 則	出席	16	岡 田 政 則	出席
	7	森 英 雄	出席	17	児 玉 和 幸	出席
	8	新 井 裕 之	出席	18	川 上 芳 浩	出席
	9	藤 田 秀 樹	出席	19	浦 口 義 之	出席
10	熊 原 正 雄	出席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	石 井 広 之	出席	農地係	佐 藤 圭 介	出席
	農地係長	青 山 晃 司	出席			
議 事 録 署名委員	2 番 高 野 孝 志 委員			12 番 北 井 清 春 委員		
日 程	議事日程					審議結果
第 1	議事録署名委員の指名について					議長指名済
第 2	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について					全件報告承認
第 3	報告第2号 農地あっせんについて					報告承認
第 4	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について					全件確認済
第 5	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について					許可相当
第 6	議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について					全件原案可決
第 7	議案第4号 農業者年金経営移譲年金及び特例付加年金受給権者の現況確認について					全件審査完了
第 8	議案第5号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について					原案可決
第 9	議案第6号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について					原案可決

(午後 1 時 28 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から令和元年第 6 回共和町農業委員会総会を開催致します。

1 1 番 上川委員、1 3 番 石田委員より欠席報告がなされており
ます。只今の出席委員は、2 0 名中 1 8 名で、定足数に達しております
ので、総会は成立してございます。

招集告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、2 番 高野
委員、1 2 番 北井委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人
の定期報告について、事務局より報告願います。

○農地係長

今月の報告は 3 件です。

(報告第 1 号を朗読)

農地法第 3 条第 2 項第 2 号に定める農地を取得することが認められて
いる法人の五つの要件であります。形態要件、事業要件、構成員要
件、業務執行役員要件、農作業従事要件の五つの要件を満たしていな
ければなりません。今回報告のあった 3 法人については、いずれも全ての
要件を満たしていると考えます。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告につ
いての報告を終わります。

◎日程第 3 報告第 2 号 農地あっせんについて

○議長

次に、日程第 3 報告第 2 号 農地あっせんについて、事務局より報
告願います。

○農地係長

今回のあっせんは 1 件です。

(報告第 2 号を朗読)

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地あっせんについての報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について

○議長

次に、日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長

今回の通知は3件です。

(議案第1号、議案書を朗読)

補足であります。1番並びに3番の案件につきましては、この後の議案第3号で新規の基盤強化法による賃貸借案件として提案する予定でございます。この3件に係る通知の内容は、農地法第18条の規定に基づき、引渡期限前6ヶ月以内に合意解約されておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。

○議長

本案件の2番は、岡田委員の同居の親族に関する件でございます。農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。

(岡田委員 退席)

○議長

それでは、2番についてのみ、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

合意解約の成立について異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、合意解約が成立していることを確認致しました。

岡田委員は着席願います。

(岡田委員 入室)

○議長

岡田委員の案件については、合意解約が成立していることを確認致しました。

(岡田委員 着席)

○議長

それでは、2番を除く全件について、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

合意解約の成立について異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、合意解約が成立していることを確認致しました。

◎日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長

今回の申請は1件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

申請地は国道229号線と国道276号線、いわゆる岩内共和道路との交差点から東へ約500m、図の中央付近にある貸主のA氏宅から、南東へ約150m先に位置し、図では中央から右下にかけて、網掛けの申請地がございます。申請面積は8,371㎡となっておりますが、申請地と申請地の間に一部国有地部分がありまして、その248㎡を含めると、所要面積合計が8,619㎡となります。なお、土採取量は39,343㎡の計画でございます。当該地は、隆起した傾斜地であることから、土を採取することにより、隣接する農地と同等の高さの平坦な農地となります。土採取後は、除去して堆積しておいた表土を敷き整地することで、畑として利用することとしております。申請地の網掛け部分の左側の梨野舞納●●●番地の内は、農用地区域内農地であり、隣の右下の梨野舞納▲▲▲番地■の内は、農用地区域外農地であります。農地区分は、生産性が高く、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断致します。加えて2筆とも都市計画区域内の用途地域に指定されていない白地の土地であります。農用地区域内農地並びに第1種農地は、原則として転用許可出来ない農地ではありますが、土採取を目的とする一時転用等は、例外的に許可が可能となっております。一時的な利用に供するために転用期間が必要最小限の3年以内であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと、併せて、土採取の跡地復元計画が周辺農地の農業上の効率的な利用を確保する見地から適当であることなど、これらを勘案したとき、当該地の転用はやむを得ないと考えます。現地調査は先週の23日の木曜日に菊池委員、高橋委員、北井委員の3名で行ってございます。なお、北海道農業会議への意見聴取の回答は6月21日金曜日を予定しておりますが、転用許可は許可相当の回答をもって、速やかに許可することになります。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、許可を与えることとし、北海道農業会議の意見を聴取することに決定致します。

◎日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長

次に、日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長

今回は、売買が1件、貸借が7件です。

(議案第3号、議案書を朗読)

計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。

○議長

利用権設定各筆明細の2番は、浦口委員に関する件でございます。農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。

(浦口委員 退席)

○議長

それでは、利用権設定各筆明細の2番についてのみ、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

浦口委員は着席願います。

(浦口委員 入室)

○議長

浦口委員の案件については、原案のとおり可決致しました。

(浦口委員 着席)

○議長

それでは、利用権設定各筆明細の2番を除く全件について、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第7 議案第4号 農業者年金経営移譲年金及び特例付加年金受給権者の現況確認について

○議長

次に、日程第7 議案第4号 農業者年金経営移譲年金及び特例付加年金受給権者の現況確認についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長

これから委員の皆様には、農業者年金の受給権者が、支給停止事由に該当していないこと、いわゆる自ら耕作を行っていないなど、次の議案18ページから22ページにかけて、旧制度の経営移譲年金並びに新制度の特例付加年金に係る受給権者105名を受給者名簿で確認をしていただきます。本日の総会での確認を基に、受給権者から提出される個々の現況届の確認欄にそれぞれ会長印を押して、農業者年金基金へ送致することになります。この後、詳しい内容は事務局の佐藤から説明をさせていただきます。

○農地係

それでは、詳細について説明致します。農業者年金を受給されている

方につきましては、毎年1回、引き続き年金を受給する資格があるかどうかを確認するために、農業者年金基金から直接受給者に送付される、現況届という書類を農業者年金基金へ提出することになっております。今年度の現況届につきましては、先週5月24日金曜日から順次、農業者年金基金から受給者に直接発送されております。受給者の方々につきましてはこの現況届を、農業委員会へ提出いただきまして、農業委員会から農業者年金基金へ提出することになりますが、受給者の中で、経営移譲年金もしくは特例付加年金を受給している方につきましては、農業経営を再開していたり、貸付している農地が返還されて、その後適正な処分をしていない場合は年金が支給停止となりますので、こちらの支給停止事由に該当していないか農業委員会で確認をしていただく必要がございます。経営移譲年金と特例付加年金の受給者につきましては、18ページから22ページに地区毎に記載されております。現在の受給者の総数は105名となっております。昨年と比較致しますと、死亡や転出によって7名の減となっております。委員の皆様には、担当地区の受給者が農業経営を再開していないか、農地が適正に処分されているかの2点について確認をお願い致します。説明は以上です。

○議長

議案の説明が終わりましたので、審査に入ります。

(審査開始 2:00)

(審査終了 2:05)

○議長

審査内容についてご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

それでは、以上の審査に基づき、支給停止事由に該当していないこととしてよろしいか採決致します。

審査に基づき決定することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、審査のとおり決定致します。

◎日程第8 議案第5号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

○議長

次に、日程第8 議案第5号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長

この活動の点検・評価は、国の通知に基づいて、平成22年度から行っておりますが、平成28年度の制度改正に伴い、前年度の活動に対する点検・評価の結果を、毎年6月30日までにインターネット等で公表することになってございます。

それでは、内容について説明致します。大項目Iの農業委員会の状況、平成31年3月31日現在でございます。1の農業の概要ですが、耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積の数値を用いております。田が2,570ha、畑が2,540haの合計5,110haということで平成29年度から10haの減となっております。経営耕地面積は、2015年の農林業センサスの数値で、昨年から変更は

ありません。遊休農地は、非農地判断を実施した結果、公表面積で田の0.2ha、合計も同じく0.2ha、平成29年度から5.68haの減となっております。農地台帳面積は、田が3,023ha、畑が2,475ha、それぞれ河川占用地を含んだ面積で、合計5,498haとなっております、引き続き精査が必要であると考えてございます。次の総農家数及び農業就業者数は、2015年の農林業センサスの数値で、昨年から変更はありません。認定農業者数は、個人が275件、個人共同申請が4件、法人が11件となっております、昨年から5件減の合計290件であります。基本構想水準到達者は、認定農業者以外で農業所得おおむね430万円以上となっておりますが、こちらについては該当者0人でございます。認定新規就農者は2件で昨年と同数です。農業参入法人並びに集落営農経営は0件です。次の2の農業委員会の現在の体制であります、任期満了年月日は本年3月31日で、改選前の任期が記載されてございます。農業委員数などは、現体制前の状況でありますので、昨年度と変更はありません。

続いて大項目Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化です。1の現状及び課題ですが、平成30年4月現在で農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積の数値で5,120ha、これまでの集積面積4,806haで、集積率は93.87%となっております。2の平成30年度の目標及び実績ですが、集積目標は、4,816haを設定、集積実績は、4,793haで、うち、新たに平成30年度中に担い手へ集積された面積は17haであり、達成状況は99.52%でございました。4の目標及び活動に対する評価であります、既に多くの農地が担い手に集積されている現状から妥当な目標で、関係機関と連携して利用調整に努めたことで、効果的に担い手への集積が図られたと考えてございます。

続いて大項目Ⅲの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進であります。1の現状及び課題ですが、新規参入の状況として過去3カ年では平成27年度にB氏が新規参入しておりまして、取得した農地面積は2.1haでございます。平成28、29年度は新規参入者はいませんでした。2の平成30年度の目標及び実績ですが、参入目標を1経営体、参入目標面積を本町の下限面積である2.0haに設定しましたが、平成30年度も新規参入者がいませんでしたので、いずれも0でございました。4の目標及び活動に対する評価について、本町の新規就農は親元就農が中心で、過去の実績から妥当であったが、目標が未達成のため、引き続き関係機関と連携して、農外からの新規参入者の確保に向けて取り組む必要があると考えてございます。

続いて大項目Ⅳの遊休農地に関する措置に関する評価です。1の現状及び課題ですが、平成30年4月現在で農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地面積を合わせた数値の5,125.7haであります。遊休農地面積は5.7haで、割合は0.11%となっております。2の平成30年度の目標及び実績ですが、解消目標は平成29年度の公表面積の5.7haで、解消実績は5.5ha、達成状

況は96.49%でございました。3の目標の達成に向けた活動は、農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールを7月に行い、農地の利用意向調査は対象者がいませんでしたので未実施でございます。4の目標及び活動に対する評価ですが、再生利用困難な農地に対して非農地通知を行いました。すべての遊休農地を解消できなかったため、目標は未達成となりました。今後も農地パトロール等を通じて遊休農地の発生防止に努めるとともに、より一層の遊休農地解消へ向けての取り組みを進める必要があると考えてございます。

大項目Vの違反転用への適正な対応ですが、本町では違反転用はないということで説明を省略させていただきます。

続いて大項目VIの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。1の農地法第3条に基づく許可事務ですが、昨年1年間の処理件数は19件で、うち、売買8件、贈与5件、使用貸借6件でございました。処理の状況ですが、標準処理期間は行政手続法に基づき、申請書受理から30日で、平成23年7月の総会で設定してございます。昨年許可した19件の平均処理期間は14日でございました。2の農地転用に関する許可事務であります。昨年1年間の処理件数は9件で、うち、4条転用が2件、5条転用が7件でございました。処理の状況ですが、標準処理期間は申請書受理から60日となっております。昨年許可した9件の平均処理期間は41日でございました。3の農地所有適格法人からの報告への対応ですが、町内の12法人すべてから報告書の提出がありましたが、うち、事業年度終了後3カ月以内に報告書提出がなかった4法人に対して文書による督促をしてございます。その他、町内で耕作する倶知安町の3法人からも報告書の提出がありました。4の情報提供等ですが、平成29年の賃借料情報を農業委員会だより並びに町のホームページに掲載したことなどのほか、権利移動等の情報把握や農地台帳の整備について記載しております。

続いて大項目VIIの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容ですが、法令事務に関して地域農業者などからの意見はありませんでした。

最後に大項目VIIIの事務の実施状況の公表等ですが、総会の議事録や活動計画の点検・評価については、町のホームページで公表しておりますので、適切に対応しているものと考えてございます。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、決定して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

◎日程第9 議案第6号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

○議長 次に、日程第9 議案第6号 令和元年度の目標及びその達成に向け

た活動計画についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長

この活動計画についても、活動の点検・評価と同様、制度改正に伴い、新年度の目標とその達成に向けた活動計画を作成し、毎年6月30日までにインターネット等で公表することになってございます。

それでは、内容について説明致します。最初に大項目Ⅰの農業委員会の状況です。平成31年4月1日現在の状況でありまして、平成30年度の点検・評価と同じ内容でございます。2の農業委員会の現在の体制については、4月1日の改選に伴い、新体制となりましたので農業委員数に係る数字並びに任期満了年月日を修正しております。

続いて大項目Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化です。1の現状及び課題ですが、令和元年度当初の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積の数値5,110ha、これまでの集積面積は4,793ha、集積率は93.80%でありまして、農地の流動化が進み、担い手の経営面積が限界に近い状況であり、優良農地を求める傾向となってきた状況下、今後、離農に伴う農地の集積が課題でございます。2の令和元年度の目標及び活動計画は、新規集積面積の10ha増を目標として、本町地域農業マスタープランの集積目標面積と同じ4,803haを目標として設定してございます。活動計画については、関係機関と連携し、農地の効果的な利用集積に努めるとともに、12月に農業経営者に対して経営の意向に関する調査、いわゆる農地台帳に関する調査を行い、併せて、農業委員会だよりなどの配布によって各種支援事業の紹介・周知をしていきたいと考えてございます。

続いて大項目Ⅲの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。1の現状および課題として、近年、親元就農による新規就農者は減少傾向にある状況下、新規参入者の確保が必要であるものの、営農技術の習得や住居の確保、営農資金や農地についての支援など、新規参入者の受入体制の整備が課題でございます。2の令和元年度の目標及び活動計画ですが、参入目標を最小限の1経営体、参入目標面積を本町の下限面積の2.0ha、意欲ある新規参入希望者に対して、農地確保の支援を行いたいと考えてございます。

続いて大項目Ⅳ遊休農地に関する措置です。1の現状および課題ですが、令和元年度当初の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地面積を合わせた数値5,110.2ha、遊休農地面積は0.2ha、割合は0.01%でございます。農業者の高齢化及び後継者不足により、担い手の少ない地区や条件不利地は、受け手がいない状況が進みつつある現状下、耕作者の確保が課題でございます。2の令和元年度の目標および活動計画ですが、解消面積は全面積の0.2haを目標として、農地パトロールなどを通じて、遊休農地の発生防止に努めるとともに、遊休農地解消へ向けての取り組みを進めること、併せて、再生利用困難な農地については非農地化を検討することとしてございます。活動計画として農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールを7月に行いたいと考えてございます。

続いて大項目Vの違反転用への適正な対応ですが、令和元年度の活動計画として、7月実施の農地パトロール及び農業委員による日常的な活動を実施し、併せて、1月に発行する農業委員会だよりで、農地転用制度の周知を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、令和元年度の活動計画の内容を説明致しましたが、本総会において、活動の点検・評価と活動計画の決定をいただき、6月30日までに本町のホームページで公表を行ったのち、それらの内容を国へ報告することになります。

最後に、大変恐れ入りますが、本年度も本町農業委員会独自の活動計画を作成しましたので、別冊の活動計画をご覧ください。

(別冊 令和元年度共和町農業委員会活動計画をもとに主な内容を説明)

この活動計画を基に、農業委員会系統組織の統一理念である、かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくるに沿った活動を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します

原案のとおり、決定して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

◎閉会宣言

○議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。これにて、令和元年第6回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 2 4 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

令和元年5月30日

議長(農業委員会会長) 今村俊一 印

議事録署名委員2番 高野孝志 印

議事録署名委員12番 北井清春 印